丹波市市民憲章制定に向けた基本的な考え方

１　制定の目的

丹波市が誕生して来年で15年の節目を迎えようとするなか、旧６町が持つ資源を活かしながら様々な取組を行うことで、丹波市としての一体感が醸成されつつある。

このたび、市制15周年（2019年）を契機に、丹波市民がふるさとへの愛着と一体感を一層高め、市民総がかりでよりよいまちを作ろうとする気持ちを共有するため、市民憲章を制定するものである。

２　市民憲章の位置づけ

市民憲章とは、一般に一つの自治体に住む住民が、「お互いに連帯してよい生活を築こう」という考えを表したものや、「自分たちの文化を尊重、継承」していく合意、約束や願いを表したもの、「市民としての誇り」を表すものとして位置づけられており、丹波市においても同様の位置づけとする。

３　目指す市民憲章

（1）市民のよりよいまちを作ろうという気持ちを表した前向きなものであること。

（2）先人から受け継いだ歴史と伝統を愛しく感じられるものであること。

（3）この地に生まれ、育てられたことを誇りに思えるものであること。

４　市民憲章のスタイル、表現方法

【資料４－１】他の自治体の市民憲章（県内）

【資料４－２】他の自治体の市民憲章（特徴別）

【資料４－３】旧町の憲章

（1）子どもからお年寄りまでが理解しやすい。

（2）できるだけ簡潔で、暗唱しやすい。

（3）言葉の響き、リズム感を大切にする。

（4）ふるさとのまちの風景が浮かぶようなもの、または丹波市民の姿と重なるようなもので、市民の心に響くものにする。

５　これまでの経緯

丹波市における市民憲章の検討は、市制10周年に合わせ、平成25～26年度に丹波市市民憲章検討委員会を設置し制定を進めていたが、平成26年丹波市豪雨災害の復旧・復興を最優先に制定を断念した。その際、議会等へは来るべきタイミングに改めて制定すると説明してきた。

６　委員会の分掌

上記の１～５の各項目を踏まえて、委員会では、市民憲章の原案作成をお願いしたい。

なお、作成された原案は、市役所内で内部手続きのうえ議会に提案し、議決を経て、市民憲章となる。

また、市民憲章の検討過程では、制定後の活用方法について、ご意見いただくことがある。

|  |
| --- |
| 丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年条例第48号）(趣旨)第１条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、丹波市議会(以下「議会」という。)の議決に付すべき事件を定めるものとする。(議決に付すべき事件)第２条　議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な事項について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。(1)　市民憲章の制定又は改廃に関すること。(2)　市の花及び市の木の制定又は改廃に関すること。(3)　姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。(4)　基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。(5)　前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における政策、施策の基本的な方向を定める計画及び指針で、議会が必要と認めるものの策定、変更又は廃止に関すること。 |